

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすもの</p> <p>〔1〕(2) 略</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）</p>	<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすもの</p> <p>〔1〕(2) 同上</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）</p>

第四条の二の五 長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が長期信用銀行の子会社である外国銀行及び第四条の二第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行（法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔二・三 略〕

四 長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十一 略〕

十二 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

五 〔略〕

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第

第四条の二の五 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔二・三 同上〕

四 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

十二 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

五 〔同上〕

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第

九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二條第一項第九号の二並びに第二十六條第一項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 略」

4 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

「5・6 略」

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二條第一項第九号の二並びに第二十六條第一項第十一号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 同上」

4 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

「5・6 同上」

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八 長期信用銀行は、当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 株式交換により当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 略〕

〔三・四 略〕

五 当該認可に係る当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

第四条の八 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 株式交換により当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 同上〕

〔三・四 同上〕

五 当該認可に係る当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一〜三 略〕

四 当該申請の時に於いて申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 〔略〕

六 申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請長期信用銀行の営む長期信用銀行の業務の高度化又は申請長期信用銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しい

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 当該申請の時に於いて申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 〔同上〕

六 申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請長期信用銀行の営む長期信用銀行の業務の高度化又は申請長期信用銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

おそれがないと認められること。

〔八・九 略〕

3 前二項の規定は、法第十三条の二十第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすること）についての認可に限る。）について準用する。

〔4・5 略〕

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 その他法第十六条の二の三第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にな

おそれがないと認められること。

〔八・九 同上〕

3 前二項の規定は、法第十三条の二十第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有すること）についての認可に限る。）について準用する。

〔4・5 同上〕

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 〔同上〕

ろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 その他法第十六条の二の三第二号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 その他法第十六条の二の三第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇二 略〕

〔五・六 略〕

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条の二の五 〔略〕

2 第五条の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に

四 その他法第十六条の二の三第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇二 同上〕

〔五・六 同上〕

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条の二の五 〔同上〕

2 第五条の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に

係る法第十六条の二の三の規定による審査について準用する。

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇三 略」

「4〇6 略」

係る法第十六条の二の三に規定する審査について準用する。

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 「同上」

「一〇五 同上」

六 その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇三 同上」

「4〇6 同上」

(特定持株会社に係る認可の申請)

第五条の五 「略」

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査について準用する。

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等(同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 略」

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可(長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつ

(特定持株会社に係る認可の申請)

第五条の五 「同上」

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査について準用する。

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等(同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項第八号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 同上」

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可(長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信

た長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。)について準用する。

[5・6 略]

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第五条の九の二 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数(銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 [略]

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ [略]

ロ 株式交換により、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする

用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)について準用する。

[5・6 同上]

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第五条の九の二 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数(銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 [同上]

二 [同上]

イ [同上]

ロ 株式交換により、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 略〕

〔三・四 略〕

五 当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

〔二・三 略〕

四 当該申請をした長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をそ

〔1〕(3) 同上〕

〔三・四 同上〕

五 当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 〔同上〕

一 当該申請の時に、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

〔二・三 同上〕

四 当該申請をした長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基

の基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔六・七 略〕

3 前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

〔4・5 略〕

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可

準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔六・七 同上〕

3 前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

〔4・5 同上〕

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可

の申請等)

第五条の九の五 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「二〇四 略」

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

「一〇二 略」

「二〇五 略」

の申請等)

第五条の九の五 「同上」

「一〇四 同上」

五 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「二〇四 同上」

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

「一〇二 同上」

「二〇五 同上」

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第十二条の四の五 長期信用銀行は、その取り扱う個人である顧客に
関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託
する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失
又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければな
らない。

(長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十二条の六 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理
措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

〔イ〕ハ 略〕

〔二〕五 略〕

〔2・3 略〕

(銀行法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由

第十六条 〔略〕

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲
げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第十二条の四の五 長期信用銀行は、その取り扱う個人である顧客に
関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託
する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失
又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければな
らない。

(長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十二条の六 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理
措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

〔イ〕ハ 同上〕

〔二〕五 同上〕

〔2・3 同上〕

(銀行法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由

第十六条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記

記載した書面

3
「略」

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十六条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一」三 略」

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 略」

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一」十一 略」

十一の二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合に

載した書面

3
「同上」

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十六条の二 「同上」

「一」三 同上」

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 同上」

(合併の認可の申請)

第二十一条 「同上」

「一」十一 同上」

十一の二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

は、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面
〔十二〕十四 略〕

2
〔略〕

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕十 略〕

十の二 当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

〔十一〕十五 略〕

2
〔略〕

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕九 略〕

九の二 当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議

〔十二〕十四 同上〕

2
〔同上〕

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 〔同上〕

〔一〕十 同上〕

十の二 当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

〔十一〕十五 同上〕

2
〔同上〕

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十二条 〔同上〕

〔一〕九 同上〕

九の二 当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議

決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

「十・十一 略」

2 「略」

（銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第二十五条の三 「略」

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 「略」

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第二十五条の四 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十

四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇三 略」

決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

「十・十一 同上」

2 「同上」

（銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第二十五条の三 「同上」

2 「同上」

「一〇三 同上」

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 「同上」

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第二十五条の四 「同上」

「一〇三 同上」

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 略〕

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕十三 略〕

十三の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該長期信用銀行業高度化等会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十四 〔略〕

十五 その他銀行法第五十二条の三五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3 〔略〕

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 同上〕

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 〔同上〕

〔一〕十三 同上〕

十三の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該長期信用銀行業高度化等会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十四 〔同上〕

十五 その他銀行法第五十二条の三五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

3 〔同上〕

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十四 略〕

十四の二 当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十五 〔略〕

十六 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3 〔略〕

(長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条におい

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 〔同上〕

〔一〇十四 同上〕

十四の二 当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十五 〔同上〕

十六 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

3 〔同上〕

(長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第二十五条の十一 〔同上〕

て「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇十 略」

十の二 当該事業の譲渡により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十一 「略」

十二 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3 「略」

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇六 略」

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請

「一〇十 同上」

十の二 当該事業の譲渡により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十一 「同上」

十二 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

3 「同上」

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十五条の十四 「同上」

「一〇六 同上」

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請

の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

〔九十三 略〕

十四 前各号に掲げるもののほか法第十六条の六第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一・二 略〕

三 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締

の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

〔九十三 同上〕

十四 前各号に掲げるもののほか法第十六条の六第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一・二 同上〕

三 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締

結の代理若しくは媒介又は法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に同じ当該(1)又は(2)に定める業務に従事したことがある者であつて当該業務を的確に遂行することができるものと認められる者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
当座預金業務

(2) 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為
資金の貸付け
業務

「削る。」

結の代理若しくは媒介又は法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に同じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為を行わない場合
当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であ

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該長期信用銀行代理業の業務を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該長期信用銀行代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において長期信用銀行代理業を営まない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理業を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別長期信用銀行代理業の内容の区分に同じ当該(1)又は(2)に定める業務に従事したことのある者であつて当該業務を的確に遂行することができる者であることを認められる者であること。

- (1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
当座預金業務

ること。

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において長期信用銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理業を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別長期信用銀行代理業の内容の区分に同じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有

(2) 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務

「削る。」

「ハ・ホ 略」

「四・五 略」

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額

すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

(2) 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

「ハ・ホ 同上」

「四・五 同上」

六 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関する顧客との間の取引関係に照らし

が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

〔二・ホ 略〕

七 〔略〕

(変更の届出を要しない場合)

第二十五条の十七の二 銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。)

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇九 略〕

九の二 法第十三条の二第九項の認可を受けた長期信用銀行が当該

て、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があること(認められるものであること)(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

〔二・ホ 同上〕

七 〔同上〕

〔条を加える。〕

(届出事項)

第二十六条 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

〔号を加える。〕

長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する長期信用銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

九の三 法第十三条の二第九項の認可を受けた長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する長期信用銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

十 長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

〔十一～二十八 略〕

2
〔略〕

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～六 略〕

六の二 法第十六条の四第六項の認可を受けた長期信用銀行持株会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議

〔号を加える。〕

十 長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

〔十一～二十八 同上〕

2
〔同上〕

3 〔同上〕

〔一～六 同上〕

〔号を加える。〕

決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて保有する長期信用銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

六の三 法第十六条の四第六項の認可を受けた長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する長期信用銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(前二号の場合を除く。)

七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し又は保有した場合

〔八〇二十四 略〕

〔4〇9 略〕

10 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第九号の二から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業業者等)
第二十六条の二の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれ

〔号を加える。〕

七 長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し又は保有した場合

〔八〇二十四 同上〕

〔4〇9 同上〕

10 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十号から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第七号から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業業者等)
第二十六条の二の十一 〔同上〕

かに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 「略」

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 「略」

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 「同上」

2 「同上」

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 「同上」

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 「同上」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「イ・ロ 略」

ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

「二〜ト 略」

三 「略」

(広告類似行為)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

「二〜ト 同上」

三 「同上」

(広告類似行為)

<p>第二十六条の二の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 次に掲げる<u>全て</u>の事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）</p> <p>〔イゝニ 略〕</p>	<p>第二十六条の二の十五 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 次に掲げる<u>すべて</u>の事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）</p> <p>〔イゝニ 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。